**○経済産業省国土交通省告示第三号**

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第三百六十四号）の施行に伴い、乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示

乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省国土交通省告示第二号）の一部を次のように改正する。

1の1―1の(1)中「第21条第1号」を「第15条第1号」に改める。

附　則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

**○国土交通省告示第二百三十九号**

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

附則第三項の表一の項及び同表三のイの項利率欄中「〇・四パーセント」を「〇・三パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十九年三月十日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

**○国土交通省告示第二百四十号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

陰陽川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十年建設省告示第千二百十七号で指定した陰陽川に掲げる土地の区域及び平成二十八年国土交通省告示第六百四十八号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字那智山
字下向山　八三一番　一号及び二号
八三三番　三号から六号まで
字向山　七一八番四　七号から二十九号まで
七一八番四　地先河川敷
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々
字蹄形石　八五七番　地先河川敷
八五七番　三十二号から三十八号まで
三十九号から四十六号まで
字遠川原　八五八番

**○国土交通省告示第二百四十一号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　陰陽川

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十八年国土交通省告示第六百四十九号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字那智山
字下向山　八三一番　一号及び二号
八三三番　三号から六号まで
字向山　七一八番四　七号から二十九号まで
七一八番四　三十号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々
字蹄形石　八五七番　三十一号
八五七番　三十二号から三十八号まで
三十九号から四十六号まで
字遠川原　八五八番

**○国土交通省告示第二百四十二号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　水無川左支渓

兵庫県神戸市北区有野町大字唐櫃字大かめ谷三七七三番一地内二級基準点二〇一〇を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二八九度三六分五二秒　八三・八六三メートルの地点　一号
標柱一号から一五七度二五分〇秒　一二・〇九五メートルの地点　二号
標柱二号から一七〇度四八分二五秒　一〇・四二八メートルの地点　三号
標柱三号から一一度三二分五一秒　五・六九六メートルの地点　四号
標柱四号から一八〇度五六分四四秒　五・四五四メートルの地点　五号
標柱五号から九七度五分五一秒　一〇・〇八四メートルの地点　六号
標柱六号から一三三度四〇分二四秒　五・〇〇九メートルの地点　七号
標柱七号から一六六度四分五四秒　八・〇一一メートルの地点　八号
標柱八号から一三六度二七分〇秒　四・五二七メートルの地点　九号
標柱九号から一六二度二一分三八秒　六・三一〇メートルの地点　十号
標柱十号から一九三度二四分四四秒　六・一四八メートルの地点　十一号
標柱十一号から二六二度二八分五二秒　一二・三九六メートルの地点　十二号
標柱十二号から一六三度六分四八秒　二・三四一メートルの地点　十三号
標柱十三号から二四九度三六分七秒　五・四七四メートルの地点　十四号
標柱十四号から一七七度四八分五一秒　五・〇〇八メートルの地点　十五号
標柱十五号から一〇九度一分五秒　四・二二六メートルの地点　十六号
標柱十六号から一七五度一九分五三秒　三・五〇二メートルの地点　十七号
標柱十七号から二四五度五二分一七秒　六・一三三メートルの地点　十八号
標柱十八号から一八三度一三分一三秒　四・一六六メートルの地点　十九号
標柱十九号から一三一度一四分五七秒　六・五五一メートルの地点　二十号
標柱二十号から一七二度三三分三三秒　四・九二六メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から一三二度五八分一一秒　三・三三三メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から一八四度一六分一〇秒　九・〇八〇メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から二四三度七分四四秒　二・六七九メートルの地点　二十四号